

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町68 番地  N T T 054-284-3608 発行責任者 : 半場弘恭 2023年7月13日 No.2</p>
--	--------------------	-----------	--

## 指導訓練指定日の変更について「申 15 号」にて申入れ 一旦認められた訓練日変更の 取り消しは地本大会の妨害！

沼津運輸区において指導訓練の変更を申し出た組合員に変更が認められました。しかし、現場は「支社から、就業規則と労働協約により訓練日は動かさない」と通告を受け、変更が取り消されました。指導訓練は、社員の都合に関わらず一方的に指定されています。しかし、社員が様々な事情で訓練の変更を余儀なくされる場合があります。そのため、現場では決められた期間内であれば訓練日の変更の調整が図られるのが実情でした。

会社は、訓練日の変更は組休を申請しなければならないとしてきましたが、組休は業務を組合行事のために休むためのものであり、訓練日の移動とは違います。

しかし、組合員の変更の事由が地本大会であることを知った会社が、地本大会構成員である組合員を大会に参加できなくし、大会の妨害を目的として、現場に支社見解を押し付けた暴挙だといわざるをえません。そのため、地本は以下のとおり団体交渉を開催するよう申し入れました。

1. 「就業規則により訓練日は動かさない」とは、何を根拠にしているのか明らかにすること。
2. 支社見解を撤回すること。